

平成21年12月22日

会員各位

特定非営利活動法人 日本少額短期保険協会
会長 関 栄男

当協会（特定非営利活動法人）の名称変更について

平素は当協会にご支援・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、「一般社団法人設立の件」（平成21年8月13日付日少短第09-01号）にてご案内致しましたとおり、当協会（特定非営利活動法人）は、一般社団法人との誤認防止のため、明後日の24日付をもって、「日本少額短期保険協会」から「少額短期保険募集人研修機構」に改称致します。

少額短期保険募集人試験の実施主体としての当協会名が変更に関しましては、所要の事項から切り替えて参りますが、24日から募集人試験受験料の振込口座名義が新名称となります。口座番号は従来どおりで、旧名称で送金されても着金いたしますが、念のためご案内申し上げますので、ご担当者にお伝えいただければ幸いです。

以上